

新旧対照表

○悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

新	旧																																																
<p style="text-align: center;">悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定</p> <p style="text-align: right;">平成二十四年三月二十三日 告示第七十五号</p> <p>改正 平成二四年二月二八日告示第平成二八年 七月 一日告示第 七三九号 四〇一号</p> <p style="color: red; text-align: center;">令和五年 七月 七日告示第 号</p> <p>悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条の規定により工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次の一のとおり指定し、法第四条の規定により当該地域について規制基準を次の二のとおり定め、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>その関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において縦覧に供する。</p> <p>なお、平成十七年千葉県告示第百九十六号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）は、平成二十四年三月三十一日をもって廃止する。</p> <p>一 規制地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">町村名</th> <th style="text-align: center;">地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>印旛郡酒々井町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>印旛郡栄町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>香取郡多古町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>香取郡東庄町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>山武郡九十九里町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>山武郡芝山町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>山武郡横芝光町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>長生郡一宮町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>長生郡長生村</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>長生郡白子町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>夷隅郡御宿町</td><td>用途地域並びに大字久保字矢種、東管之谷及び上五霊谷、大字六軒町字矢ノ根、大字須賀字矢種並びに大字高山田字新久坂の全部の地域</td></tr> </tbody> </table>	町村名	地域	印旛郡酒々井町	用途地域	印旛郡栄町	用途地域	香取郡多古町	用途地域	香取郡東庄町	用途地域	山武郡九十九里町	用途地域	山武郡芝山町	用途地域	山武郡横芝光町	用途地域	長生郡一宮町	用途地域	長生郡長生村	用途地域	長生郡白子町	用途地域	夷隅郡御宿町	用途地域並びに大字久保字矢種、東管之谷及び上五霊谷、大字六軒町字矢ノ根、大字須賀字矢種並びに大字高山田字新久坂の全部の地域	<p style="text-align: center;">悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定</p> <p style="text-align: right;">平成二十四年三月二十三日 告示第七十五号</p> <p>改正 平成二四年二月二八日告示第平成二八年 七月 一日告示第 七三九号 四〇一号</p> <p>悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条の規定により工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次の一のとおり指定し、法第四条の規定により当該地域について規制基準を次の二のとおり定め、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>その関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において縦覧に供する。</p> <p>なお、平成十七年千葉県告示第百九十六号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）は、平成二十四年三月三十一日をもって廃止する。</p> <p>一 規制地域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">町村名</th> <th style="text-align: center;">地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>印旛郡酒々井町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>印旛郡栄町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>香取郡多古町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>香取郡東庄町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>山武郡九十九里町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>山武郡芝山町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>山武郡横芝光町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>長生郡一宮町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>長生郡長生村</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>長生郡白子町</td><td>用途地域</td></tr> <tr><td>夷隅郡御宿町</td><td>用途地域並びに大字久保字矢種、東管之谷及び上五霊谷、大字六軒町字矢ノ根、大字須賀字矢種並びに大字高山田字新久坂の全部の地域</td></tr> </tbody> </table>	町村名	地域	印旛郡酒々井町	用途地域	印旛郡栄町	用途地域	香取郡多古町	用途地域	香取郡東庄町	用途地域	山武郡九十九里町	用途地域	山武郡芝山町	用途地域	山武郡横芝光町	用途地域	長生郡一宮町	用途地域	長生郡長生村	用途地域	長生郡白子町	用途地域	夷隅郡御宿町	用途地域並びに大字久保字矢種、東管之谷及び上五霊谷、大字六軒町字矢ノ根、大字須賀字矢種並びに大字高山田字新久坂の全部の地域
町村名	地域																																																
印旛郡酒々井町	用途地域																																																
印旛郡栄町	用途地域																																																
香取郡多古町	用途地域																																																
香取郡東庄町	用途地域																																																
山武郡九十九里町	用途地域																																																
山武郡芝山町	用途地域																																																
山武郡横芝光町	用途地域																																																
長生郡一宮町	用途地域																																																
長生郡長生村	用途地域																																																
長生郡白子町	用途地域																																																
夷隅郡御宿町	用途地域並びに大字久保字矢種、東管之谷及び上五霊谷、大字六軒町字矢ノ根、大字須賀字矢種並びに大字高山田字新久坂の全部の地域																																																
町村名	地域																																																
印旛郡酒々井町	用途地域																																																
印旛郡栄町	用途地域																																																
香取郡多古町	用途地域																																																
香取郡東庄町	用途地域																																																
山武郡九十九里町	用途地域																																																
山武郡芝山町	用途地域																																																
山武郡横芝光町	用途地域																																																
長生郡一宮町	用途地域																																																
長生郡長生村	用途地域																																																
長生郡白子町	用途地域																																																
夷隅郡御宿町	用途地域並びに大字久保字矢種、東管之谷及び上五霊谷、大字六軒町字矢ノ根、大字須賀字矢種並びに大字高山田字新久坂の全部の地域																																																

備考 用途地域とは、令和五年七月七日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。

備考 用途地域とは、平成二十八年七月一日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた地域をいう。

一 規制基準

一 規制基準

1 法第四条第一項第一号に規定する規制基準

1 法第四条第一項第一号に規定する規制基準

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度（単位 ppm）
アンモニア	—
メチルメルカプタン	〇・〇〇二
硫化水素	〇・〇二
硫化メチル	〇・〇一
二硫化メチル	〇・〇〇九
トリメチルアミン	〇・〇〇五
アセトアルデヒド	〇・〇五
プロピオンアルデヒド	〇・〇五
ノルマルブチルアルデヒド	〇・〇〇九
イソブチルアルデヒド	〇・〇二
ノルマルバレルアルデヒド	〇・〇〇九
イソバレルアルデヒド	〇・〇〇三
イソブタノール	〇・九
酢酸エチル	三
メチルイソブチルケトン	—
トルエン	一〇
スチレン	〇・四
キシレン	—
プロピオン酸	〇・〇三
ノルマル酪酸	〇・〇〇一
ノルマル吉草酸	〇・〇〇〇九
イソ吉草酸	〇・〇〇一

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度（単位 ppm）
アンモニア	—
メチルメルカプタン	〇・〇〇二
硫化水素	〇・〇二
硫化メチル	〇・〇一
二硫化メチル	〇・〇〇九
トリメチルアミン	〇・〇〇五
アセトアルデヒド	〇・〇五
プロピオンアルデヒド	〇・〇五
ノルマルブチルアルデヒド	〇・〇〇九
イソブチルアルデヒド	〇・〇二
ノルマルバレルアルデヒド	〇・〇〇九
イソバレルアルデヒド	〇・〇〇三
イソブタノール	〇・九
酢酸エチル	三
メチルイソブチルケトン	—
トルエン	一〇
スチレン	〇・四
キシレン	—
プロピオン酸	〇・〇三
ノルマル酪酸	〇・〇〇一
ノルマル吉草酸	〇・〇〇〇九
イソ吉草酸	〇・〇〇一

2 法第四条第一項第二号に規定する規制基準

2 法第四条第一項第二号に規定する規制基準

1に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第三条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

1に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第三条に定める方法により算出して得た流量を許容限度とする。

3 法第四条第一項第三号に規定する規制基準

特定悪臭物質の種類	工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量	排出水中の濃度の許容限度(単位 リットルにつきミリグラム)
メチルメルカプタン	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇三
	〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇〇七
	〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇〇二
硫化水素	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・一
	〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇二
	〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇〇五
硫化メチル	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・三
	〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇七
	〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇一
二硫化メチル	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・六
	〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・一
	〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇三

前 文 (抄) (平成二十四年十二月二十八日告示第七百三十九号)
平成二十五年一月一日から施行する。

3 法第四条第一項第三号に規定する規制基準

特定悪臭物質の種類	工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量	排出水中の濃度の許容限度(単位 リットルにつきミリグラム)
メチルメルカプタン	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇三
	〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇〇七
	〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇〇二
硫化水素	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・一
	〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇二
	〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇〇五
硫化メチル	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・三
	〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・〇七
	〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇一
二硫化メチル	〇・〇〇一立方メートル毎秒以下の場合	〇・六
	〇・〇〇一立方メートル毎秒を超え、〇・一立方メートル毎秒以下の場合	〇・一
	〇・一立方メートル毎秒を超える場合	〇・〇三

前 文 (抄) (平成二十四年十二月二十八日告示第七百三十九号)
平成二十五年一月一日から施行する。

